

【 低圧電気取扱業務特別教育 】のご案内

〔 開閉器の操作の業務対象 〕

一般社団法人 喜多方労働基準協会

労働安全衛生法第59条第3項、労働安全衛生規則第36条第4号の規定により、「低圧の充電電路の敷設や修理の業務又は配電盤室、変電室等の区画された場所に設置する低圧の電路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作の業務」を行う者については、低圧電気取扱業務特別教育を修了したものでなければなりませんとされております。

(「低圧」とは直流で750V以下、交流で600V以下である電圧をいう。)

また、電気工事士の資格者も、低圧電気取扱業務等につく場合は必ずこの特別教育を修了していなければなりません。

当協会では、標題の講習会を下記要項により開催致しますので、是非この機会に受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 令和6年 9月 10日 (火) 9:00～18:30 (8時50分までに受付をお済ませください)
2. 会 場 喜多方プラザ文化センター2階 第2会議室 (喜多方市字押切2丁目1)
3. 受講料等 受講料 会 員 8,470円 (受講料 7,700円+テキスト代 770円) 消費税込
受講料 非会員 9,570円 (受講料 8,800円+テキスト代 770円) 消費税込
4. 教習科目及び時間

科 目	時 間
低圧電気に関する基礎知識	1時間
低圧電気設備に関する基礎知識	2時間
低圧用安全作業用具に関する基礎知識	1時間
低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	2時間
関係法令	1時間
実技	1時間

5. 修了証 所定の時間受講された方に、原則講習修了後交付します。
6. 申込締切 8月30日 (金)
7. 定 員 40名 ※ 定員に達すれば期日前でも締切ります。電話等でのご予約をお願いします。
8. 申込方法 上記締め切りまでに「申込書」・「受講料」を当協会まで下記①②③のいずれかの方法でお手続きください。
① 当協会まで持参 ② 現金書留にて郵送 (申込書同封) ③ 口座振入 (申込書郵送)
9. 申込先等 (申込先) 一般社団法人 喜多方労働基準協会 〒966-0896 喜多方市字諏訪88-2
TEL 0241-22-4146 FAX 0241-22-4143
(振込先) 【東邦銀行 喜多方支店 普通預金 1350484】
口座名義: (一社) 喜多方労働基準協会 (※振込手数料はご負担ください)
10. その他
 - ・遅刻・早退・途中退席は、法定講習時間不足のため修了証は交付できませんのでご注意ください。
 - ・キャンセルによる返金……9月5日 (木) までのご連絡については返金致します。
 - ・受付の際、本人確認のため運転免許証等の提示をお願いします。
 - ・受付後、修了証用の写真撮影をしますので余裕をもってお越しください。
 - ・当日、実技講習も実施しますので作業できる服装でお出でください。

低圧電気取扱業務特別教育 受講申込書

のりづけ

写真

2.5cm×3.5cm

ふりがな		性別		※
氏名		男・女	修了証番号	
生年月日	昭和 平成	年 月 日	交付年月日	※ 令和 年 月 日
現住所	〒			
勤務先	住所	〒		
	名称	電話 () — FAX () —		
令和 年 月 日				
受講者氏名 _____				
電話 () —				
一般社団法人 喜多方労働基準協会 殿				

◎ ※印の欄は記入しないでください。

◎ 氏名・生年月日・住所等は誤りのないよう、かい書で正確に記入してください。

本人確認

※

【個人情報について】

ご記入いただいた個人情報は、本講習会の的確な実施のためにのみ使用いたします。